

運動部活動総合推進事業「ブロック内選択制部活動」実施要領

1 目的

生徒の運動部種目の選択肢を増やすことにより、生徒の多様な運動欲求に応え、もって京都市立中学校における運動部活動の活性化を図ることを目的として、在籍校に希望する運動部（種目）がなくても、ブロック内の他校の運動部に参加できる「ブロック内選択制部活動」（以下「ブロック制部活動」）を実施する。

2 実施対象

京都市立中学校生徒で、「ブロック制部活動」により部活動を行うことを希望する生徒

3 実施方式

（1）「拠点校方式」

拠点校を選定し、その種目について設定したブロック内の学校から参加希望者を募集する方式

（2）「学校間連携方式」

近接する学校間の協議で、相手校の運動部（在籍校に無い）に参加する方式

（3）「モデル地域方式」

近隣の複数校によりモデル地域を設定し、それぞれの学校に設置されている運動部に相互に参加する方式

4 実施方法

（1）ブロックの決定

ア 「拠点校方式」

京都市中学校体育連盟のそれぞれの専門部が、種目の特性（全市における部数・指導者の配置状況等）をもとに拠点校を設定し、移動時間・距離等を考慮のうえ決定する。

イ 「学校間連携方式」

近接する学校間の協議で、相手校の運動部（在籍校に無い）に参加する。

ウ 「モデル地域方式」

教育委員会が、運動部数が少ない小規模校や日頃から交流のある近隣校等を対象に、モデル地域（ブロック）を設定する。

（2）ブロック及び拠点校等の周知

教育委員会は、「ブロック制部活動」におけるブロック及び拠点校等の情報を集約し、文書により各学校長へ周知するものとする。

（3）部員の募集

各学校長は、「ブロック制部活動」を生徒に周知するとともに、希望者を集約し、受入校に報告すること。

5 実施上の留意事項等

（1）事業目的の周知

「ブロック制部活動」に参加する生徒及び保護者には、対象生徒の在籍校において、事業目的等について十分に説明すること。

(2) 連絡責任者の選定

- ア 対象生徒の在籍校は、あらかじめ連絡責任者を決めておくこと。
- イ 前項の連絡責任者は、原則として教頭とする。

(3) 移動方法

対象生徒の在籍校の校長は、生徒の拠点校への移動について、距離・時間等を考慮し、適切な指示や指導を十分に行うこと。

(4) その他

- ア 参加生徒は、拠点校の部活動運営規定に従って活動するものとする。
- イ 拠点校の顧問及び連絡責任者は、練習方法の連絡や参加・不参加等の確認等を相互に緊密に連絡を取り合い、十分な連携を図るものとする。

6 事故処理等

事故処理については、拠点校及び教育委員会が責任をもつものとし、次により行うものとする。

- (1) 生徒の活動場所への移動中の事故は、当該生徒の在籍校が事故処理を行うものとする。
- (2) 生徒の活動場所での活動中の事故及び活動場所から自宅への移動中の事故は、拠点校が協力して事故処理を行うものとする。
- (3) 生徒の前記事故に係わる事故報告については、当該生徒の在籍校が作成し、教育委員会に提出するものとする。なお、「事故報告書」の作成に際しては、拠点校が協力してこれを行うものとする。
- (4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付手続きは、当該生徒の在籍校が行うものとする。

7 支 握

教育委員会は、本実施要領に基づく「ブロック制部活動」が学校間で円滑に実施できるよう、外部指導者の派遣や用具整備等により、予算の範囲内において支援する。

8 京都市中学校体育連盟主催大会への参加

(1) 団体種目

- ア 『京都市中学校体育連盟主催大会における「合同チーム」参加要領』並びに種目大会要綱の定めに従うものとする。（拠点校がそのままチームとして参加することは出来ない）
- イ 大会への引率は、連絡責任者、拠点校顧問、京都市中学校体育連盟専門部が協議し、決定するものとする。

(2) 個人種目

- ア 当該生徒の在籍校において、校長承認のうえ、大会に参加することとする。
- イ 大会への引率は、連絡責任者、京都市中学校体育連盟専門部が協議し、決定するものとする。

9 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて体育健康教育室長が定めるものとする。

附 則 この要領は、平成13年4月2日から実施する。

附 則 改訂後の要領は、決定日から実施する。（平成16年4月1日決定）

運動部活動総合推進事業「ブロック内選択制部活動」の実施にあたっての留意事項

(実施要領「5 実施上の留意事項等」抜粋及び補足)

<「実施要領」抜粋>

5 実施上の留意事項等

(1) 事業目的の周知

「ブロック制部活動」に参加する生徒及び保護者には、対象生徒の在籍校において、事業目的等について十分に説明すること。

(2) 連絡責任者の選定

ア 対象生徒の在籍校は、あらかじめ連絡責任者を決めておくこと。

イ 前項の連絡責任者は、原則として教頭とする。

(3) 移動方法

対象生徒の在籍校の校長は、生徒の拠点校への移動について、距離・時間等を考慮し、適切な指示や指導を十分に行うこと。

(4) その他

ア 参加生徒は、拠点校の部活動運営規定に従って活動するものとする。

イ 拠点校の顧問及び連絡責任者は、練習方法の連絡や参加・不参加等の確認等、相互に緊密に連絡を取り合い、十分な連携を図るものとする。

<補 足>

拠点校の選定

- 原則として、拠点校は後日送付する「拠点校一覧」に示すブロック内で選定するものとする。
- ただし、「拠点校一覧」に示すブロック以外の拠点校の方が、移動に要する時間が短い等の理由が認められる場合は、その限りではない。その場合は、教育委員会体育健康教育室にあらかじめ連絡するものとする。

在籍校から拠点校までの移動

- 原則として、徒歩または公共交通機関によるものとする。

生徒指導

- 対象生徒の在籍校及び拠点校の校長は、参加生徒に種目拠点校の部活動運営規定の順守を徹底するとともに、生徒指導に十分留意し、問題行動の発生防止に努めること。もし、問題が生じた場合は、速やかに学校間の連絡をとり、事後指導に努める体制をとること。

独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付手続き（実施要領「6 事故処理等」参照）

- 参加生徒は、独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付の対象となるが、安全指導を十分に行い、事故時の連絡体制を整備すること。
- 拠点校の校長は、部活動中の安全の確保を図るとともに、事故発生時には、適切な応急処置をとることとする。
- 特に、拠点校への移動については、通常考えられる方法による移動を徹底すること。
(寄り道等による事故は給付対象にならない場合があるため)